

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第13号

答申番号：令和7年答申第3号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）はいずれも棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当ではない。

第2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人に対して、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき行った令和5年5月16日付け保護変更決定処分（以下「本件処分①」という。）及び同年7月5日付け保護変更決定処分（以下「本件処分②」という。）に不服があるとして、本件処分①及び本件処分②の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成30年3月1日、審査請求人は、処分庁に対して、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同年5月1日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 令和5年4月25日、処分庁は、審査請求人から、令和5年4月27日から同年6月下旬にかけて、入院する見込みであることを聴取した。
- 3 令和5年4月26日、処分庁は、審査請求人に対して、次の事情を説明した。
 - ・同年5月1日付けで入院基準に変更する。6万円弱最低生活費が下がる。
 - ・同年5月の最初の不定期締で基準変更するため、6月分保護費は入院基準と5月分の過払い充当が発生する。
 - ・同年5月分の生活保護費を計画的に使い、6月分家賃支払いに使う必要がある。
- 4 令和5年4月27日、審査請求人は、入院した。
- 5 令和5年5月8日、処分庁は、同月16日付けで、同月1日を実施日として、保護基準を入院基準とする本件処分①を行った。
- 6 令和5年6月26日、審査請求人は、退院した。
- 7 令和5年6月27日、処分庁は、来所した審査請求人に対して、入院基準への変更及び過払い・収入充当額、居宅基準への変更と追給等に関しての内容を含む、月ごとの生活保護決定通知書の情報をまとめた資料を提示して説明を行った。
- 8 令和5年6月28日、処分庁は、同年7月5日付けで、同年6月27日を実施日として、保護基準を居宅基準とする本件処分②を行った。
- 9 令和5年7月5日、処分庁は、審査請求人に対して、居宅基準に基づいた6月の退院後の日割分及び7月分の保護費につき追加支給を行った。

- 10 令和5年8月15日、審査請求人は、審査庁に対して、本件処分①の取消しを求める審査請求を提起した。
- 11 令和5年10月2日、審査請求人は、審査庁に対して、本件処分②の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分①について

事前の話し合いでは保護費は5月31日振り込み分までは通常の基準で行うと聞いていたにもかかわらず、連絡なしで勝手に入院基準にされた。

また、実際に支給された額に関しても、家賃給付の形跡がなく、事前に聞いていた入院基準での支給額と比べても不足している。

したがって、本件処分①の取消しを求める。

(2) 本件処分②について

入院基準に変更した際の5万8,270円の超過支払いに関しては一括清算をしているにもかかわらず、決定通知書では保護費から毎月9,711円の天引きがされている。過度に徴収した生活保護費の返還を求めるため、本件処分②の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人に対して本件に係る保護費の内容を説明し、審査請求人及び病院から、入退院を確認した上で、法第8条、法第9条、法第25条第2項及び「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第3章1（2）ア並びに「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2（3）エに従い、本件処分①を行っている。

また、処分庁は、局長通知第7の2（3）キ及び第10の2（8）に従い、本件処分②を行っている。それゆえ、本件処分①及び本件処分②は適法かつ適正に行われたものであるため、本件審査請求については、いずれも棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、さらに、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- (2) また、法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」として、必要即応の原則について定めている。加えて、法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなけれ

ばならない。」として、処分庁に対して、被保護者の生活状態の調査と、その結果に合わせた保護の変更を義務付けている。

- (3) 入院患者の基準生活費の算定については、保護基準別表第1の第3章の1の(2)のアにおいて、「病院（中略）に1箇月以上入院する者」について入院患者日用品費を算定すると規定している。また、局長通知第7の2の(3)のエにおいて、月の途中で入院した者に関しては、「入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること」と規定している。退院時については、同キにおいて、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上すること」と規定している。
- (4) 保護の要否及び程度の決定については、局長通知第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（中略）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と規定している。

その充当額の計上に際しては、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-3において、「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべき」とされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分①について

第5の(3)のとおり、保護基準及び局長通知において、入院患者日用品費は、1箇月以上入院する者について計上し、月の途中で入院する者への入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から退院の日まで計上することとされている。

本件において、処分庁は、令和5年4月27日に、審査請求人が入院したことを病院に確認している。また、退院見込みが1箇月以上先の同年6月下旬である旨、審査請求人から聴取している。これを受けて処分庁は、入院日の翌月である同年5月分の保護費から入院基準に変更する旨の本件処分①を行ったものである。

したがって、本件処分①は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

この点、審査請求人は家賃給付の形跡がない旨主張するが、本件処分①の決定通知にあるように、最低生活費の算定において住宅扶助費4万円は含まれており、審査請求人の主張は理由がない。

イ 本件処分②について

(ア) 居宅基準への変更について

第5の(3)のとおり、局長通知において、入院患者日用品費は、退院の日ま

で計上することとされている。

本件においては、処分庁は、令和5年6月26日、病院に対し、審査請求人が同日退院したことを確認した上で、その翌日である同月27日を実施日として居宅基準に変更を行っている。そのため、この居宅基準への変更は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(イ) 収入充当額について

a 第5の(4)のとおり、局長通知及び問答集において、変更決定処分により生じた返納額は、次回支給月以後の収入充当額として差し支えなく、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきとされている。

本件処分②において、処分庁は、本件処分①での変更の際に生じた保護費過払金である5万8,270円について、6分割した9,711円を各月に収入充当することとしており、これは法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものといえる。

これについて審査請求人は、過払金である5万8,270円について、一括清算した旨主張し、月々の収入充当額9,711円について疑義を呈している。

しかし、提出された資料からは一括清算がされたと伺わせる事実はない。

そのため、審査請求人の主張は採用し得ない。

b その他、本件処分②では収入充当額の変更について、当該決定通知書にはその理由が記載されていない。しかし、本件処分②に先立つ令和5年6月27日、審査請求人が福祉事務所に来所した際には説明が行われ、説明に用いられた書面が交付されている。この書面には、居宅基準での最低生活費が14万3,690円、入院基準では8万5,420円であるから、5月は5万8,270円の過払が生じていること、それを6箇月に分割して充当するため、同年11月まで月9,711円充当されること、6月26日の退院により同月27日から月末まで及び7月分の保護費はそれぞれ7,769円及び5万8,270円の追給が窓口で7月5日に行われること、その他年金額の変更等、詳細な記載がなされている。このことからすれば、本件決定通知の記載は、本件処分を取り消すべき程の瑕疵を有するとまではいえない。

(ウ) したがって、先行処分が違法であり、違法な先行処分を前提とする本件処分も違法であるとの審査請求人の主張は、なんら理由がないと言わざるを得ない。

ウ 以上より、本件処分①及び本件処分②は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められる。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年10月27日 審査庁が審査会に諮問

令和7年11月10日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年1月8日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年1月13日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分①及び本件処分②の争点並びに争点の検討

審査請求人は、事前の話し合いでは令和5年5月31日までは居宅基準で実施されると聞いていたにもかかわらず、入院基準に変更決定し、家賃給付も行っていない本件処分①は違法である旨主張している。また、審査請求人は、本件処分①により入院基準に変更した際の過払金である5万8,270円について、既に一括清算をしているにもかかわらず、毎月9,711円が天引きされている本件処分②は違法である旨主張していることから、以下検討する。

(1) 本件処分①について

保護基準別表第1第3章の1の(2)のア並びに局長通知第7の2の(3)のエ及びキにおいて、入院患者日用品費は、1箇月以上入院する者について計上し、月の途中で入院する者への入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から退院の日まで計上することとされている。

処分庁は、令和5年4月27日に、審査請求人が入院したことを病院に確認しており、退院見込みが1箇月以上先の同年6月下旬である旨、審査請求人から聴取している。これを受けて処分庁は、入院日の翌月である同年5月分の保護費から入院基準に変更する旨の本件処分①を行ったものである。

なお、本件処分①の通知書中、最低生活費の算定において住宅扶助費4万円が含まれている。

したがって、本件処分①は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分②について

(ア) 収入充当額について

局長通知第10の2の(8)及び問答集問13-3において、変更決定処分により生じた返納額は、次回支給月以後の収入充当額として差し支えなく、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきとされている。

処分庁は、居宅基準での最低生活費が14万3,690円、入院基準では8万5,420円であるから、本件処分①により入院基準に変更したときに生じた保護費過払金

である5万8,270円について、令和5年6月1日付けで6分割した9,711円を各月に収入充当することとする保護変更決定処分（以下「審査請求外処分」という。）を行った。

その後、処分庁は、審査請求人が退院した翌日である令和5年6月27日を実施日として、同年7月5日付けで本件処分②を行った。

令和5年10月13日、処分庁は、審査請求外処分について、それまでの間に審査請求人に対して書面をもって通知していないことを認識し、同年10月24日、審査請求人に対してその旨を説明するとともに、審査請求外処分の通知書を審査請求人に交付した。

法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と規定しているところ、審査請求外処分は、書面をもって審査請求人に通知されていなかった事実から、法第25条第2項に違反しており、本件処分②が行われた令和5年7月5日の時点で効力が生じていない。

そうすると、本件処分②のうち、審査請求外処分の内容を前提として行われた保護費過払金の収入充当に係る部分は、その根拠を欠いており、瑕疵があるといえるため、違法である。

(イ) 居宅基準への変更について

上記(2)の(ア)のとおり、本件処分②のうち収入充当に係る部分については違法と解するものであるが、事案に鑑み、本件処分②の他の論点について検討する。

居宅基準への変更については、局長通知において、入院患者日用品費は、退院の日まで計上することとされている。

処分庁は、令和5年6月26日、病院に対して、審査請求人が同日退院したことを確認した上で、その翌日である同月27日を実施日として居宅基準へ変更を行っている。そのため、この居宅基準への変更については、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件処分②のうち収入充当に係る部分については違法である。

2 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳